

Title	阪大法学 58巻 3・4号 巻頭の辞
Author(s)	中尾, 敏充
Citation	阪大法学. 2008, 58(3,4)
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55040
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

巻頭の辞

村上武則先生は、平成二十年三月三十一日をもってたく定年を迎えられ、大阪大学大学院高等司法研究科教授をご退職になりました。先生の業績を讃え、深い感謝と惜別の念を込めて、ここに阪大法学特集号を刊行し、先生に捧げます。

村上武則先生は、昭和四十六年三月京都大学大学院法学研究科博士課程退学後、同年四月広島大学政経学部助手に採用され、講師、助教授、同五十二年五月法学部助教授を経て、同五十八年四月教授に昇任された後、平成五年四月大阪大学法学部教授に配置換となり、同十一年四月大学院重点化に伴い同大学院法学研究科教授、同十六年四月大学院高等司法研究科発足に伴い同大学院高等司法研究科教授となりました。

先生の研究活動は常に時代の先端を行く行政法学の研究を手がけられており、最初の研究テーマであり、かつ一連の研究の通奏低音ともいべき給付行政法論においては、ドイツ公法学の成果である二段階論の紹介にはじまり、従来の規制行政とは異なる行政の法形式に対する法的統制のあり方を明らかにされました。とりわけ、資金補助行政の法律問題を発展させた研究として、我が国で初めての本格的な会計検査院の研究に着手されましたが、同研究は現在、重要な法的課題となっている行政監察・行政評価の研究に繋がる極めて注目すべきものとなっています。

また、先生の研究は、専門とされる行政法学的視点からだけでなく憲法学的な観点から課題にアプローチすることもその特色であり、給付国家に対する私人の憲法上の地位を配分参加 (Teilhabe) として位置づけることもいち早く明らかにされました。さらに、広島大学時代から取り組まれた海の利用の法的調整、大阪大学転任後に取り組まれたスポーツ法、公法上の結果除去請求権等についても、未だ一般には問題の存在が認識されない段階からパイ

オニア的になされた研究であり、現在、いずれの問題についても第一人者となられています。

さらに、研究にあたっては一貫してドイツ法との比較法的研究に取り組みされており、広島大学時代にドイツ・フンボルト財団奨学生として留学されて以来、バドゥーラ教授、ヘーベルレ教授等ドイツ公法学の多くの著名な研究者との交流も行われています。

このような先端的な研究を背景として、学内においては、情報公開委員会委員、情報公開・個人情報保護委員会委員、開放講座運営委員会委員等を歴任され、学外においては、大阪府、大阪市、高槻市、茨木市をはじめとする多くの地方公共団体等において、収用委員会、建築審査会、情報公開・個人情報保護委員会等の重要な委員を歴任され、また、情報公開制度、個人情報保護制度、水域利用調整、行政評価、スポーツ放送等の多岐にわたる課題に關しても、重要な提言や報告書をとりとめられました。

先生は学生をこよなく愛し、大学院生に対して極めて懇切丁寧な指導を行い、学部の講義では極めて詳細なレジュメを配布するとともに、適度な冗談を飛ばして学生の爆笑を誘うなど、その名講義ぶりも有名でありました。また、法科大学院生に対しては、講義の後も極めて長時間にわたって丁寧に質問に答えるなど、大学の教育者としてあるべき姿も体現されてきました。

限られた紙面で先生の業績を讃え、お人柄を語り、我々の深い感謝と惜別の念を表し、巻頭の辞に代えさせていただきます。先生がこれからも益々ご壮健にて、ご活躍されますことを心よりお祈りいたします。

平成二十年十月

大阪大学大学院法学研究科長
大阪大学法学会評議員長

中尾 敏 充